

公益社団法人十和田青年会議所 定款

※平成26年12月15日改定

※平成31年 2月18日改定

第1章 総則

(名称)

第1条 本会議所は、公益社団法人十和田青年会議所（英文名 Junior Chamber International Towada）と称する。

(事務所)

第2条 本会議所は、主たる事務所を十和田市に置く。

(目的)

第3条 本会議所は、青年の英知と勇気と情熱を結集し、第5条各号の事業を行い、青少年の健全な育成や地域社会の健全な発展に貢献し、明るい豊かな社会の実現を図ることを目的とする。

(運営の原則)

第4条 本会議所は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

2 本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。

(事業)

第5条 本会議所は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 青少年の健全な育成に関する事業
- (2) 地域社会の健全な発展に関する事業
- (3) 政治、経済、社会、文化等に関する調査及び研究並びにその改善に資する計画の立案と実現を推進する事業
- (4) 会員の指導力の開発を図る事業
- (5) 国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所及び国内外の青年会議所並びにその他の諸団体と提携し、相互の理解と親善を図る事業
- (6) 会員相互の親睦を図る事業
- (7) その他本会議所の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 本会議所の会員は、正会員、特別会員及び賛助会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

2 正会員は、十和田市及びその周辺に住所又は勤務先を有する20歳以上40歳未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認されたものとする。ただし、正会員が事業年度中に40歳に達した場合は、当該事業年度の終了する日（その日に役員である者にあつては、当該事業年度に関する通常総会の終結の時）までは、正会員の資格を有する。

3 特別会員は、40歳に達した事業年度の終了する日に正会員であった者で、会員資格規程で定める手続を経たものとする。

4 賛助会員は、本会議所の趣旨に賛同し、その事業の発展を助成しようとする個人又は法人その他の団体で、理事会において入会を決定したものとする。

(入会)

第7条 本会議所の正会員になろうとする者は、会員資格規程で定めるところにより、正会員2名以上の推薦を受けて入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項に定めるもののほか、入会に関する事項は、会員資格規程で定める。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、本会議所の事業活動等において経常的に生じる費用に充てるため、会員資格規程で定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

2 特別会員及び賛助会員は、本会議所の事業活動等において経常的に生じる費用に充てるため、会員資格規程で定めるところにより、会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき。
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (3) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (4) 団体が解散したとき。
- (5) 総正会員の同意があつたとき。
- (6) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合において、本会議所は、当該会員に対し、総会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 会費を納入しないとき。
- (2) 通常総会及び例会に出席しないとき。
- (3) 本会議所の定款又は規程に違反したとき。
- (4) 本会議所の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (5) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 除名が決議された場合、その会員に対して通知するものとする。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、本会議所に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会議所は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 役員等

(役員を設置)

第13条 本会議所に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上 20人以内
- (2) 監事 1人以上 2人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人以上4人以内を副理事長、1人を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

4 本会議所の理事は、正会員でなければならない。

(役員を選任)

第14条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員任期)

第15条 理事の任期は、選任された事業年度の翌事業年度に関する第29条第3項の通常総会の終結の時までとし、再任されることを妨げないものとする。

2 監事の任期は、選任された事業年度の翌々事業年度に関する第29条第3項の通常総会の終結の時ま

でとし、再任されることを妨げないものとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第13条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第16条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会議所を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会議所の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事会への報告義務)

第19条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

(理事会への出席義務等)

第20条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2 監事は、前条に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(総会に対する報告義務)

第21条 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

(監事による理事の行為の差止め)

第22条 監事は、理事が本会議所の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会議所に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(直前理事長)

第23条 本会議所に、直前理事長1人を置く。

2 直前理事長は、前理事長がこれに当たる。

3 直前理事長は、理事長経験を生かし、業務について必要な助言を行い、理事会その他の会議に出席し、意見を述べることができる。

4 第16条の規定は、直前理事長について準用する。

(顧問)

第24条 本会議所に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、正会員の中から理事長が推薦し、理事会の決議によって選任する。

3 顧問は、本会議所の運営に当たって必要かつ適切な助言を行い、理事会その他の会議に出席し、意見を述べることができる。

4 顧問の任期は、推薦した理事長の任期と同一とする。

5 第16条の規定は、顧問について準用する。

(責任の免除)

第25条 本会議所は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(役員等の報酬等)

第26条 理事、監事、直前理事長及び顧問は、無報酬とする。ただし、正会員の資格を有しない監事には、報酬を支給することができることとし、その額については、総会において別に定める。

第4章 総会

(構成)

第27条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第28条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員を選任又は解任
- (3) 理事長候補者の選任
- (4) 正会員の資格を有しない監事の報酬の額
- (5) 基本財産等の運用及び基本財産の処分の承認
- (6) 事業報告及び附属明細書の承認
- (7) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (8) 財産目録の承認
- (9) 定款の変更
- (10) 次に掲げる規程の制定、変更及び廃止
 - ① 会員資格規程
 - ② 基本財産等管理規程
 - ③ 役員報酬規程
- (11) 解散及び残余財産の処分
- (12) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (13) その他法令又はこの定款で定められた事項
(種類及び開催)

第29条 本会議所の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

2 通常総会は、毎事業年度経過後3ヶ月以内に開催する。

3 毎事業年度経過後3ヶ月以内に開催される通常総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の定時社員総会とする。

4 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会において開催の決議がなされたとき。

(2) 総正会員の5分の1以上の正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事長にあったとき。

(招集)

第30条 総会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 理事長は、前条第4項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする総会の招集の通知を発しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項その他法令で定められた事項を記載した書面をもって、総会の日から1週間前までに正会員に通知を発しなければならない。

(議長)

第31条 総会の議長は、理事長とする。

(定足数)

第32条 総会は、総正会員の過半数の出席をもって成立する。

(議決権)

第33条 総会における議決権は、正会員1人につき1個とする。

(決議)

第34条 総会の決議は、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 基本財産の処分

(4) 定款の変更

(5) 解散

(6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第13条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第35条 総会に出席できない正会員は、総会ごとに他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の正会員又は代理人は、代理権を証明する書面を本会議所に提出しなければならない。

3 第1項の規定により議決権を行使する正会員は、第32条及び前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第36条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した正会員の中から指名された議事録署名人2名が署名捺印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第37条 本会議所に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第38条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会議所の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職
- (4) 次に掲げる規程の制定、変更及び廃止
 - ① 運営規程
 - ② 役員選任規程
 - ③ 庶務規程
 - ④ 特別会員会規約

(種類及び開催)

第39条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 定例理事会は、毎月1回開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 次条第2項又は第3項に定めるとき。
- (3) 第20条第2項又は第3項に定めるとき。

(招集)

第40条 理事会は、この定款に別に定める場合のほか、理事長が招集する。

2 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

4 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに、各理事、各監事、直前理事長及び各顧問に対し、通知を発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。

5 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経るこ

となく開催することができる。

(議長)

第41条 理事会の議長は、理事長とする。

(定足数)

第42条 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

第43条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに署名捺印しなければならない。ただし、理事長が理事会に出席しなかった場合は、出席した理事及び監事がこれに署名捺印する。

(常任理事会)

第45条 理事会に提出する議案を協議し、又は理事会から付託された事項を審議するため、常任理事会を置くことができる。

2 常任理事会の運営等に関し必要な事項は、運営規程で定める。

第6章 例会及び委員会

(例会)

第46条 本会議所は、原則として毎月1回例会を開催する。

2 例会の運営に関し必要な事項は、運営規程で定める。

(委員会)

第47条 本会議所は、その目的達成のために必要な事項を研究審議し、実施するために委員会を置く。

2 委員会に委員長1名及び委員若干名を置く。

3 委員長は、理事の中から理事長が理事会の承認を得て任命し、委員は、会員の中から理事長が理事会の承認を得て任命する。

第7章 資産及び会計

(基本財産)

第48条 本会議所の目的である事業を行うために不可欠なものとして基本財産等管理規程で定める財産は、本会議所の基本財産とする。

(事業年度)

第49条 本会議所の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第50条 本会議所の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第51条 本会議所の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (公益目的取得財産残額の算定)

第52条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第53条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第54条 本会議所は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第55条 本会議所が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により本会議所が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第56条 本会議所が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第57条 本会議所の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て理事の中から任命する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、庶務規程で定める。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第58条 本会議所の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 1 1 章 雑則

(施行事項)

第 5 9 条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 0 6 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 本会議所の最初の理事長は、中野渡寛之とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 0 6 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 4 9 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。